

## 陳述書

2015年12月27日

氏名 深田芳惠 

### 1. はじめに

私は、有限会社ルシオラ（以下、当社といいます）の代表取締役を務めている深田芳恵と申します。私は、当社の設立時から携わり、2009（平成21）年から代表を務めています。

当社は10年以上に渡り、板橋区の所有していた特許『ホタルの累代飼育システム及び方法』の日本全国および韓国で展開されたホタル再生事業実施の一翼を担ってきました。阿部氏は、2014（平成26）年3月28日に懲戒処分を受けましたが、私は、板橋区から事情聴取を求められたことは一度もありません。当社の事業内容、当社における阿部氏の役割や関与、当社が関与したホタル再生事業について、実態を尋ねられたり、注意を促されたりしたことはこれまでに一度もありませんでした。また、当社が関与した板橋区の特許使用に基づくホタル再生事業に関して、板橋区がホタル再生実施主体からクレームを受けたと聞いたこともありません。板橋区は、特許権に基づくホタル再生事業を実施するには、阿部氏の監修のもと、材料等を手配する当社の働きが必要であることを認識していたはずです。突如として阿部氏に対する懲戒処分を行い、阿部氏や当社の信頼を大きく失墜させたことについて、大変遺憾に思います。以下では、当社設立の経緯から静岡県小山町のホタル再生事業との関わりまで、私が認識していることをご説明いたします。

### 2. 当社設立の経緯

当社は2003（平成15）年12月に設立されました。板橋区が『ホタルの

累代飼育システムと方法』を特許出願され、本格的にホタル再生事業を推進するにあたり、石塚輝雄前区長（以下、石塚前区長と言います）は、知的財産を守るために、適切な第三者機関が必要であるとのお考えであつたと聞いています。ホタル再生事業が実現するためには、再生場所にあう適切な濾材等の手配や再生場所で実際に作業を行うことが必要不可欠ですが、これらの担い手は板橋区ではできないため、一民間企業よりも社会貢献度が高く信頼性のおける茨城大学のベンチャー企業がよいのではないか、という話がでたと聞きました。特許権出願以前は、株式会社未来という一民間企業が材料の手配等を行っていました。

板橋区側で、当時板橋区と関わりのあった茨城大学名誉教授であり福島工業高等専門学校長 安久正紘氏(平成 19 年没)及び阿部氏の指導教官である茨城大学 稲垣照美助教授（現在教授）に対して、この第三者機関の担い手をお願いされたと聞いています。そして、歴代板橋区長のスポンサーでもある板橋区の実力者 株式会社東方産業 代表取締役 中村一雄氏が、当社に対して 300 万円を出資してくださいました。また、2004(平成 16)年には国立大学が独立行政法人化され、大学発ベンチャー企業が推奨されていたという社会の趨勢への先駆けでもありました。

このような経緯で、当社は 2003 (平成 15) 年 12 月に設立され、当初の代表取締役には茨城大学 稲垣照美助教授、取締役には同大学前川教授及び赤羽助教授が就任されました。安久名誉教授及び稻垣助教授は板橋区の所有するもう一つの特許「ホタルの発光パターン再現システム及びその再現方法」の発明者でもあります。このような経緯で設立されましたので、ホタル再生事業に関わりのある、板橋区の歴代管理職も、当社が行ってきた実績を認識していたと聞いています。もっとも、当社は板橋区に対して直接納品等を行う契約関係には無いため、ホタル生態環境館の主管課管理職と直接の関わりは全くありませんでした。

その後、役員を務められていた茨城大学の先生方から学業に専念されたいとの申し出があり、2009 (平成 21) 年に代表を私深田に交替する

運びとなりました。

なお、板橋区は、当社が茨城大学発のベンチャー企業としてスタートしたことに対しても異論があるようですが、当社は、茨城大学大学院のニュースレターでも茨城大学発のベンチャー企業として何度も紹介されている通り、同大学においても同大学発のベンチャー企業であると認識し評価されていたことは明らかです。

### 3. 当社の業務

当社は、特許等を扱い利益を大学や研究機関に研究費として還元することを目的としていました。環境・生態系の再生の研究者及び各研究機関の研究及び開発協力・支援会社として設立されましたので、ホタル生態環境館への研究協力も行ってきました。ハチの小箱の製作や東日本震災以後は主にナノ銀の提供なども行い、これについては、板橋区では予算化が難しいため、「関係企業からの協力は大変助かる」と板橋区の主管課管理職にも歓迎されていたと聞いています。ホタル水路関連製品としては、ホタル生態槽のカバーの開発製作、ホタル水路専用フットライトの試作、看板製作等も行いました。当社は、ホタル再生事業関係の資料作成などにも協力し、ホタル生態環境館にも当社作成のポスターが掲示されていました。

2008（平成20）年2月14、15日にはさいたまスーパーアリーナで催された産学連携フェアの茨城大学ブースに当社も参加し、長くホタル生態環境館に展示されていた板橋区のもう一つの特許を使用した「ホタルの発光パターン再現システム」を出展しました。この通称ホタルロボットは当社が製作したもので、テレビ番組でも何度も紹介されています。

また、この時展示した当社の事業内容と、茨城大学の研究内容のポスター(A1サイズ841×594mm)を入れた2枚のパネルはその後、ホタル生態環境館の学習室に最後まで展示されていましたので、当社が板橋区の特許を実質的に具現化させる事業体として存在していることは、公知

の事実でした。

ホタル再生事業に必要な濾材は、ホタル飼育のために専用に開発されたものや、長年のホタル飼育研究と実践をもとに選ばれたものを用いており、当社は、その必要濾材を全て取り扱っていました。

ホタル再生事業に必要となるメインの濾材である蛍殖土、多機能バイオ用土、上陸安定用土については、ホタル再生を実施する現地の環境に合わせて調合されていました。株式会社広瀬は、板橋区職員の阿部氏と共同で蛍殖土を開発し、特許権を取得しましたが、阿部氏はホタル再生事業を実施するにあたり、現場の特性を株式会社広瀬に伝えて、配分量を変えて微妙な成分調整を行うよう指示し、1件1件の現場に適した土を製作しもらっていました。当社は、その土をホタル再生事業希望者に提供してきたのです。

ホタル生態環境館専用の濾材については、長年にわたり板橋区と随意契約されていた(株)武蔵野種苗園様を通して納品されていました。しかし、武蔵野種苗園が扱っていた濾材はホタル再生事業で必要となるものの一部であり、すべてではありませんでした。また、武蔵野種苗園がホタル再生事業の業務に関与しなかったのは、板橋区と直接的に随意契約をしている事業体が行うのは相応しくない、という板橋区の意向があったと聞いています。

当社が板橋区のホタル再生事業に関与し始めたのは、2004（平成16）年からです。当社は、小山町の他にも、朝霞市滝の根公園や十勝川温泉のホタル水路の修復から始まり、浜松市立有玉小学校、中央区立城東小学校、葛飾区立堀切小学校、大田区立矢口西小学校、豊島区立富士見台小学校、文京区眞珠院、韓国のLG電子、藤沢市大清水浄化センター、三重県伊勢市五十鈴川、石川県金沢市村島邸、山梨県笛吹市、群馬県老神湿地公園、郡山市日本大学工学部広場、福島県いわき市湯本温泉調節池などの特許権実施許諾契約が締結されていない箇所や、特許権実施料許諾契約が締結されたホテルシンフォニー、関西創価学園、エコビィレ

ッジ小豆沢、共立メンテナンス菊屋・きらの里・水の音、宇治植物公園、山形県小牧川、箱根町豊栄荘、群馬県アドバンテスト、目黒区銀河ソフトウェア社長宅、御殿場市時之栖、赤塚植物園、神奈川県サンライズ・ヴィラ瀬谷の12カ所を含む約40カ所のホタル再生事業に関与してきました。これまで関わったホタル再生事業実施場所から、ホタルの累代飼育が実現できていないなどとクレームを受けたことはなく、もちろん板橋区からも材料等の供給に関して、依頼主側と直接契約を締結することについて、問題視されたことはありませんでした。

#### 4. 当社と阿部氏との関わり

板橋区の特許権である『ホタルの累代飼育システムと方法』は、ホタルが自生し、自ら世代交代出来る生息地を作り上げるシステムです。特許権の使用が許諾されただけではシステムは構築されませんので、システムを構築するための材料や作業については、特許権の発明者である阿部氏のチェックが必要になります。そうでなければ、特許権の内容が実現できないからです。当社は、あくまでも、適切な材料を現場に運んだり、作業員や日程を調整したりして、再生事業を実現させるための裏方を担うものでした。阿部氏は、このようにホタル再生事業において不可欠な役割を果たしていますが、当社から作業費や指導料など報酬をお支払したことは一度もありません。これは、阿部氏が板橋区の公務員であり、ホタル再生事業において作業費等を一切受け取らないことは当初からのお約束だからです。板橋区の職員である阿部氏の作業費が諸経費に含まれないことは、必ず見積書に記載していました。

阿部氏は、過去に当社の役員になったことはありませんし、現在も役員ではありません。当社顧問や従業員になっていただいた事実もございません。阿部氏については、外部での講演なども数多くこなされていたため、板橋区において兼業許可を検討されたことがあると聞いたことがあります、結果として不要と判断されたものと聞きました。

## 5. ホタル再生支援事業における当社の役割

当社はホタル再生事業の実施がほぼ決まった段階での打ち合わせや現地調査から、参加することになりました。板橋区では、ホタル再生事業に関して、職員にかかる経費については依頼主側が負担する、という決まりであったと聞いています。そのため、事前調査を実施したときは、いったん当社が阿部氏の交通費を立て替え、後に依頼主に請求して精算をしていました。特許権の使用許諾料が発生する場合は、依頼主と板橋区の間で直接契約されます。当社はこれには一切関与していません。当社は、あくまでも、依頼主が板橋区の特許権の内容を実現させる際に必要な濾材等の物品や、作業員の手配他実務的な側面について、依頼主と直接契約を締結していました。

『ホタルの累代飼育システムと方法』は、前述の通りホタルが自生し、自ら世代交代出来る生息地を作り上げるシステムです。特許権者は板橋区ですが、発明者は阿部氏です。ホタルの累代飼育システムを構築するには、阿部氏が現地の状況をご覧になって、水質検査等を行い、水質や地場他様々な条件を考慮した上で、制作が可能であると判断された場合にのみ実現に至ります。そのため、当初の事前調査から阿部氏の関与は必須です。最終的にホタル水路の制作と規模が決まり、先方からの依頼が確定しますと、依頼主と当社との間で、スケジュール調整などを行い、当社は濾材や作業員を手配します。当社は、濾材や苔、生体などを揃えることになりますが、阿部氏は、生体に関しては可能な限り、現地周辺で調達することを勧めておられました。また、濾材の中には現地で調達が可能な那智石やゴロタ石というものもあります。もっとも、那智石、ゴロタ石という名称であっても、ホタル再生に必要な成分が十分に含まれていない場合もあります。そのため、阿部氏は、現地で調達可能な場合には、その石の成分を分析したデータをホタル飼育施設に送ってもらうように指示しており、その成分を確かめたうえで、使用できるものか否かを決定していました。

実際のホタル水路の制作については、特許権の内容であるホタルの累代飼育システムの構築そのものになりますので、発明者である阿部氏が指揮を執られ、作業員に指示をして作業にあたっていました。

#### 6. 小山町におけるホタル再生事業実施ほか

当社は、これまでのホタル再生事業の裏方実務を担ってきた実績から、静岡県小山町のホタル再生事業についても、他の再生場所への対応と何ら変わることなく関与しました。当社は、2011(平成 23)年 10 年 13 日に行われた現地調査に同行し、数箇所の候補地調査の視察を御一緒しました。その後、同年 12 月に小山町から 8 名がホタル生態環境館に視察に訪れ、2012(平成 24)年 2 月 2 日に込山町長を含む 7 名が再度ホタル生態環境館を訪れ、最終的な打ち合わせが行われました。

小山町は、このホタル水路制作にあたり補助金を申請されており、補助金を得るための条件として看板の設置があげられていたため、看板の製作も行われることになりました。看板に使用したホタルの一生のイラストは阿部氏の支持の元に当社が作成したものですが、ホタル生態環境館にも置かれ、過去に阿部氏の著書等でも紹介されており、当然板橋区にも認識されているものです。小山町は、過去に、ホタル生態環境館にホタル飼育の相談に行かれたことがあるとのことで、板橋区は特許権実施料を徴収することなく、ホタル再生支援を行うこととなったと聞いています。特許権実施料を取得するか否かにかかわらず、その内容であるホタル累代飼育のシステムの構築を実現させるためには、阿部氏の指導が必要になりますので、設置された看板のプレートに「監修 板橋区ホタル生態環境館 理学博士 阿部宣男」と明記されたことに、間違いはないと思います。

この時的小山町の担当部署は、小山町役場 経済建設部 農林課で、担当者は岩田勉副参事でした。岩田副参事は、2002(平成 14)年以前に小山町職員が板橋区へ相談に見えたことがあるため特許権実施料が発生し

ないという話も当然ご存知ですが、2014(平成 26)年 3月末で退職されています。

その後、平成 24 年度から担当部署が小山町教育委員会 生涯学習課に変わり、担当者も金子節郎副主任に引き継がれました。

ホタル再生事業の希望主体が行政である場合、行政側に作成される契約書等の書類一式のフォーマットがあります。この時の「平成 23 年度多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託」という名目も、小山町で決められたものでした。契約に際しては、岩田副参事より規定の書類が送られてきまして、書類に記載捺印して欲しい旨の連絡があり、契約書は 2012 (平成 24) 年 2 月 8 (契約書の日付は 2 月 1 日) に交わしました。

「業務代理人等通知書」の書式は、ホタル水路制作後の同年 3 月に商工課 藤曲氏の指示により岩田幸生氏からメールで送られて来た完了届け関係の書類の中に入っていたものです。当社は、ホタル再生事業に関して、数多くの行政主体と契約を行ってきましたが、小山町のように主任技術者という記載欄のある書式の文書を求められたのは、ここ 1 箇所だけでした。

もちろん、当社にも技術者はいますが、ホタルの累代飼育システム自体が板橋区の特許内容であるため、当社の技術者の名前を入れることは不可能です。当社の技術者を主任技術者とすれば、板橋区の特許権を侵害することになります。この文書については、阿部氏にも確認したところ、阿部氏は小山町の水路制作は自身が監督することになるので、板橋区職員であることを明示するようにということで、阿部氏のお名前を記載しました。当社も阿部氏も、阿部氏が当社の主任技術者であるという認識は全くなく、あくまでも、水路制作の監督者が板橋区職員の阿部氏であるということでそのように記載したのです。

小山町に対して提出した見積書には、特許使用許諾料が「板橋区ホタル生態環境館館長阿部宣男氏のご好意により発生いたしません」という表現があります。これは、平成 14 年 1 月以前からお付き合いのあると

ころからは、特許権の実施料をいただかないことを明確にする趣旨で、記載しました。特許権の実施料の有無については、板橋区の方針があり、阿部氏が常に板橋区の主管課に報告し、板橋区も承知の上で決定されていましたと聞いています。特許権の実施料の有無にかかわらず、当社はこれまで関与したホタル再生事業のすべてについて、板橋区の推進事業として行われたものと認識しています。

「ホタル飛翔に関する事項〔最低五年間〕」という文書については、小山町がホタル水路制作のための補助金を獲得するために必要な文書であり、小山町からの要求があったために提出されたものと聞いています。通常、私がホタル再生事業に関して知る限り、このような書類を求められ提出したところは、他に例が無かったと思います。

小山町では、ホタル水路を制作した 2012（平成 24）年の夏からホタルの羽化、飛翔がスムーズに行われ、羽化状況の報告もいただき、大変喜ばれました。その翌年も、ホタルが飛翔したというご連絡をいただきました。その後も当社にカワニナ育成の相談などがあり、2014(平成 26)年年明けまでは良好な関係が続いていました。同年 1 月 22 日午前 10 時には、小山町から担当者他数名でホタル生態環境館へ視察を兼ねて、勉強にいらっしゃるということが決まっていました。ところが、この視察は直前でキャンセルになりました。後に、同年 1 月 17 日に区資源環境部環境課井上課長他主事 1 名で、小山町に視察に行かれていたことがわかりました。小山町側の態度が一変したのは、この後です。

## 7. 終わりに

当社の設立の経緯からも明らかにおり、当社は、板橋区が実施できないホタル再生事業の裏方を担うことも踏まえ、設立されました。当社がホタル再生事業の材料や作業員の手配を行っていることは、板橋区も認識していたはずです。当社は、小山町のみならず、約 40 力所のホタル再生事業に関与してきました。確かに、小山町から要求された書式に

は一部特殊なものもありましたが、実施した内容そのものは、他の自治体等と何ら変わることがありません。当社は、板橋区の有する『ホタルの累代飼育システムと方法』を適正に実現させるために、奔走してまいりました。板橋区は、まるでこれまでの経過を何も知らないかのように、ホタル再生事業の在り方を否定していますが、特許権者として無責任極まりないと思います。裁判所におかれましては、従前の経緯や経過もふまえ、板橋区の主張が荒唐無稽であることをご判断いただきたいと思います。

以上